

○日南市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則

平成21年 3 月30日
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民団体等の公益活動を支援するため、日南市が所有し、管理する自動車（以下「公用車」という。）を公務に支障のない範囲において貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象車両)

第2条 貸出しすることのできる公用車（以下「貸出公用車」という。）は、次に掲げる公用車とする。ただし、市の公務使用に支障があるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 青色防犯パトロール車 5台
- (2) 1トントラック 1台
- (3) 軽箱バン（広報） 1台
- (4) 軽箱バン（貨物） 1台

(貸出対象者)

第3条 貸出しの申請をすることができる者は、自主的な公益活動（営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。）を行う次に掲げる市内の団体とする。

- (1) 防犯活動団体、交通安全活動団体
- (2) 自治会
- (3) 高齢者クラブ
- (4) P T A、子ども会育成会、幼稚園、保育園の父母会等の教育関係団体
- (5) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (6) 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- (7) 市民部協働課に届出の団体で、非営利活動を行う団体

(使用目的)

第4条 貸出公用車の貸出しは、次に掲げる目的に使用する場合に行うものとする。

- (1) 市内の防犯パトロール及び交通安全指導の用に供するとき。
- (2) 警察署と共同で行う啓発活動の用に供するとき。
- (3) 市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化及び清掃活動の用に供するとき。
- (4) スポーツ大会、イベント等で使用するもので、広報及び備品等の運搬の用に供するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

(使用区域)

第5条 貸出公用車を使用できる区域は、原則として日南市内の区域とする。

(貸出日及び貸出時間)

第6条 貸出公用車は、次に掲げる日時に貸し出すものとする。

貸出対象車両	貸出日	貸出時間
青色防犯パトロール車	平日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日	午前7時から午後10時まで ただし、平日は午前7時から午前9時まで及び午後3時から午後10時まで

1 トントラック 軽箱バン（広報） 軽箱バン（貨物）	土曜日、日曜日及び祝日法 に規定する休日	午前7時から午後10時まで
摘要	貸出日については、12月29日から翌年の1月3日までの 日は除く。	

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、貸出時間を変更することができる。

（使用申請）

第7条 貸出公用車を使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の1か月前から前日までの間に、貸出公用車使用許可申請書兼許可書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に貸出公用車を運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。
- 3 青色防犯パトロール車の青色回転灯を使用する場合は、運転実施者証の写しを添付しなければならない。

（使用の許可）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに許可するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

（経費負担）

第9条 貸出公用車を使用しようとする申請者は、貸出時に燃料が一杯に補充されているかを確認し、返還時には同様の状態にするものとする。ただし、青色防犯パトロール車については、この限りでない。

（使用の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）に対し、貸出公用車の使用を取り消し、貸出公用車の返還を命じることができる。

- （1） 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- （2） 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- （3） 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。
- （4） この規則又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

（転貸等の禁止）

第11条 使用者は、貸出公用車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

（貸出し及び返還）

第12条 貸出公用車については、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、同じ場所に返還するものとする。

- 2 貸出公用車を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、貸出公用車を所定の場所に返還するものとする。
- 3 使用者又は運転者（以下「使用者等」という。）は、貸出公用車の使用を終えたときは、貸出公用車の清掃を行い、許可書に運行記録を記入し、守衛室にかぎとともに返還しなければならない。

(交通事故の処理)

第13条 使用者等及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次に定める順位により、事故処理を行うものとする。

- (1) 第1順位 負傷者の救助処置及び救急車の要請
- (2) 第2順位 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止措置
- (3) 第3順位 所管の警察署への通報
- (4) 第4順位 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 第5順位 事故相手方の連絡先等の確認
- (6) 第6順位 市長への事故状況の報告

(事故等の届出)

第14条 前条第6号に規定する市長への事故状況の報告は、貸出公用車事故等報告書（別記様式第2号）により、使用者等が市長に届け出るものとする。

- 2 使用者等は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出しなければならない。
- 3 使用者等は、貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者等は、事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、市が加入している自賠責保険及び任意保険の約款等に基づき、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

- 2 使用者等は、交通事故等を起こした場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害賠償を行わなければならない。
- 3 使用者等は、交通事故以外で貸出公用車を損傷し、又は亡失したときは、使用者等の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。
この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則（平成20年日南市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

日南市長 様

申請者 団 体 名

住 所 日南市

代 表 者 (印)

電 話 ()
(当日、連絡がとれる電話番号)

貸出公用車使用許可申請書兼許可書

日南市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則第 7 条の規定により、
下記のとおり申請及び誓約します。

記

使 用 日 時	年 月 日 (曜日)		午前・午後		時 分 から
	年 月 日 (曜日)		午前・午後		時 分 まで
希 望 す る 使 用 車 両	車 種	・ 青色防犯パトロール車 (A T) ・ 1 トントラック (M T) ・ 軽箱バン (広報、A T) ・ 軽箱バン (貨物、A T)			
使 用 の 目 的 (具 体 的 に)					
活 動 区 域					
運 転 者 (運 転 す る 可 能 性 の あ る 方 す べ て)	氏 名		住 所	日南市	
				日南市	
				日南市	
乗 車 人 数	人	走行距離	開始時	km	終了時 km
使用に関する 誓 約	日南市市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則に基づき、次の事項を確認のうえ、 借り受けます。 1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。 2 転貸しはしません。 3 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等 は、日南市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者又は運転者（以 下「使用者等」という。）の責任において、損害賠償します。 4 事故における運転者及び搭乗者のけが等については、自己責任で対応します。 5 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者等の負担と します。 6 その他事故等に際し、日南市に一切の迷惑及び損害をかけません。				
受付印		許可印	上記の条件にて許可します。 日南市長 (印)		

※ 添付書類 1 運転者の免許証の写し（運転をする可能性のある方すべて）
2 青色防犯パトロール車の回転灯を使用する場合は、運転実施者証の写し
※ 緊急時の連絡先・・・市役所守衛室（31－1100）、ダンプの場合（64－1111）

別記様式第2号（第14条関係）

年 月 日

日南市長 様

団 体 名

住 所 日南市

代 表 者 ⑩

電 話 ()
(当日、連絡がとれる電話番号)

貸出公用車事故等報告書

貸出公用車の使用時において事故等が発生しましたので、日南市民活動支援のための公用車の貸出しに関する規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 運 転 者 氏 名	(年 月 日生 歳 男・女)
2 事 故 等 発 生 年 月 日	年 月 日 () 時 分
3 事 故 等 発 生 場 所	
4 事 故 等 の 種 類	
5 事 故 等 の 相 手 方	氏 名 : 住 所 : 連絡先 :
6 事 故 等 の 程 度	
7 事 故 等 の 状 況 (事故等の発生状況を詳しく記載すること。)	

(備考) 事故等の発生箇所図、写真及びてんまつ書を添付すること。